

令和6年度狩猟免許試験受験案内

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3489
FAX 077-528-4846

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定に基づく令和6年度狩猟免許試験を次のとおり行います。

1 免許の種類

種 類	狩 猟 法
網 猟 免 許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）を使用する猟法
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）を使用する猟法
第1種銃猟免許	銃器（装薬銃、空気銃）を使用する猟法
第2種銃猟免許	空気銃を使用する猟法

2 試験の日時および場所

	試 験 科 目	日 時	定員	場 所
第 1 回 免許試験	第 1 次 試 験 (知識試験および適性試験)	令和6年6月9日(日) 10時から12時まで	70 人	東近江市あかね 文化ホール 東近江市市子川 原町 461-1
	第 2 次 試 験 (技 能 試 験)	令和6年6月9日(日) 13時から16時30分まで		
第 2 回 免許試験	第 1 次 試 験 (知識試験および適性試験)	令和6年9月8日(日) 10時から12時まで	70 人	
	第 2 次 試 験 (技 能 試 験)	令和6年9月8日(日) 13時から16時30分まで		
第 3 回 免許試験	第 1 次 試 験 (知識試験および適性試験)	令和6年11月20日(水) 10時から12時まで	70 人	
	第 2 次 試 験 (技 能 試 験)	令和6年11月20日(水) 13時から16時30分まで		

- 備考 ① 第1次試験の合格発表は、試験当日の第2次試験開始までに掲示により行います。
② 第2次試験は、第1次試験の合格者のみ受験することができます。
③ 試験の終了時間は、受験者数により変更となる場合があります。
④ 第2次試験の可否は、郵便により通知します。

3 狩猟免許申請書受付場所（代理人でも可）

受付場所（かつこ内は管轄地域）	所 在 地	電話番号
滋賀県西部・南部森林整備事務所（大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市）	〒520-0807 大津市松本一丁目2-1	077-527-0655
滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所（高島市）	〒520-1621 高島市今津町今津1758	0740-22-6033
滋賀県甲賀森林整備事務所（甲賀市、湖南市）	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6116
滋賀県中部森林整備事務所（彦根市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7718
滋賀県湖北森林整備事務所（長浜市、米原市）	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6616

備考 原則として申請者の住所地を管轄する森林整備事務所に提出してください。

4 申請書の受付期間

試 験	受 付 期 間（土曜日、日曜日、祝日は除く）	受 付 時 間
第 1 回免許試験	令和 6 年 4 月 18 日（木）～令和 6 年 5 月 2 日（木）	9 時から 17 時まで
第 2 回免許試験	令和 6 年 7 月 8 日（月）～令和 6 年 7 月 19 日（金）	
第 3 回免許試験	令和 6 年 10 月 7 日（月）～令和 6 年 10 月 18 日（金）	

備考 ①定員に達した場合は、受付期間中であっても、受付を打ち切ることがあります。

②電話やメール等による仮予約はできません。

③郵送による申請も可能です。ただし、簡易書留郵便により受付期間内に必着のこと。

5 受験資格

次のいずれにも該当していることが必要です。

- (1) 県内に住所を有していること。
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 40 条各号の規定に該当しないこと。

6 申請に必要な書類（以下の 5 点）

- (1) 狩猟免許申請書 1 通
- (2) 写真 1 枚（狩猟免許申請書に貼り付けてください。）
狩猟免許申請書提出前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 c m、横 2.4 c mの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの。
- (3) 下記①、②のいずれかの書類。
①鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号から第 4 号までに該当しない旨の医師の診断書（狩猟免許申請書提出前 3 か月以内のもの）
②銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可証の写し
- (4) 受験通知送付用封筒
上記「3 狩猟免許申請書受付場所」で配布する所定の封筒に、申請者の郵便番号、住所および氏名を記入したもの（切手不要）。
- (5) 滋賀県収入証紙（狩猟免許申請書に貼り付けてください。）
下表に示す金額の滋賀県収入証紙（収入印紙ではありません。）。

受 験 条 件	網猟、わな猟、第 1 種銃猟、第 2 種銃猟各 1 件につき
新 規	5,200 円
一 部 免 除	3,900 円

注意 ①「一部免除」とは、以下の場合です。

- ・既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の有効期間内に、当該狩猟免許の種類以外の種類の狩猟免許の試験を受けようとする場合
- ・災害その他環境省令（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 56 条第 2 号）で定めるやむを得ない理由のため、狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった場合

②複数の種別を受験する場合はこの金額に受験種別数を乗じた金額が必要です。（例：わな猟、第 1 種銃猟を受験する場合 5,200 円×2=10,400 円）

7 滋賀県収入証紙の販売場所

滋賀県庁会計管理局管理課、滋賀県会計管理局会計課の各地域会計係（南部、甲賀、東近江、湖東、湖北および高島合同庁舎内）、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、滋賀銀行本店・県内支店出張所、平和堂の一部店舗において販売しています。

8 試験内容

- (1) 知識試験
択一式筆記試験により、鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識について行います。
- (2) 適性試験
視力、聴力および運動能力について、次に掲げる合格基準に示す能力を備えているかどうかについて試験を行います。

科 目	合 格 基 準
視 力	1 網猟免許またはわな猟免許に係る適性試験にあつては、視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で 0.5 以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.5 以上であること。
	2 第 1 種銃猟免許または第 2 種銃猟免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で 0.7 以上であり、かつ、一眼でそれぞれ 0.3 以上であること。ただし、一眼の視力が 0.3 に満たない者または一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上であること。
聴 力	10 メートルの距離で、90 デシベルの警告器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。
運 動 能 力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

(3) 技能試験

免許の種類に応じて次に掲げる課題について試験を行います。

狩 猟 免 許 の 種 類	課 題
網 猟 免 許	1 銃器およびわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条第2号に掲げる網の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2 施行規則第2条第3号に掲げるわなの1つを架設すること（架設にはわなの解除を含む。）。 3 獣類の図画、写真またははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第 1 種銃猟 免 許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。以下同じ。）について点検、分解および結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持および携行ならびにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第 2 種銃猟 免 許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

9 合格発表

第 1 次試験：試験当日の第 2 次試験の開始前に受験番号を掲示することにより発表します。

第 2 次試験：第 1 回試験は 7 月上旬、第 2 回試験は 10 月上旬、第 3 回試験は 12 月下旬に第 2 次試験受験者全員に通知します。

10 受験当日の注意事項

- (1) 試験当日は筆記用具を持参してください。
- (2) 試験開始後の会場への入場は、開始後 30 分以降は一切認めません。
- (3) 試験受験中は携帯電話および電子機器等の使用は禁止します。
- (4) 試験会場まで自家用車等をご利用の方は、必ず所定の駐車場に駐車してください。
- (5) 喫煙は所定の場所以外では行わないようにしてください。
- (6) 試験担当者の指示に従って受験してください。

○ 狩猟免許試験に係る予備講習会

一般社団法人滋賀県猟友会において、狩猟免許試験に合わせて下記のとおり有料の予備講習会が開催されます。

この講習会は任意参加です。詳細については、一般社団法人滋賀県猟友会（Tel：077-572-6825）にお問い合わせください。

	日 時	講 習 内 容	講 習 場 所
第 1 回	6 月 2 日（日）9 時 00 分～17 時 00 分	狩猟に関する 知 識 ・ 技 能	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町 461-1
第 2 回	9 月 1 日（日）9 時 00 分～17 時 00 分		
第 3 回	11 月 15 日（金）9 時 00 分～17 時 00 分		